

利用者の皆様へ

## あんしんセンター コープ五日市をご利用いただくにあたって

あんしんセンター コープ五日市をご利用いただくにあたり、当センターの考え方をお伝えいたします。

- ① 当センターは自立支援を目指す施設であり、住み慣れた自宅での生活を長く過ごしていただくために、3つの柱「尊厳を護る」「自立を支援する」「在宅を支援する」をベースにした「生協10の基本ケア」に基づいた自立支援のケアを行います。

- ② ご利用者様には、「ご自身でできることは、ご自身で行っていただく」ことをお願いします。通所・宿泊時も、ご家庭での生活の延長として考えております。体調やお持ちの障がいなどには配慮致しますが、センター内でお過ごしいただく際は、ご自身でできる家事等、一緒にお手伝いいただきます。

健康チェック、体操など皆でする活動は一緒に参加していただきたいですがご自宅で普段からされている事（読書、インターネット、趣味）もお持ち込みいただき、個別に過ごしていただくことも大歓迎です。そこに興味を持たれた他の利用者さんにお伝えすることも大歓迎です（但し販売等収益を得ることや宗教活動などはご遠慮ください）。

職員は利用者様と同じ時間を過ごすことを大切に考えます。一緒に座って話をしたり、話を聞いたりします。そういったことも大切な「ケア」です。ご理解の程、宜しくお願いいたします。

- ③ 通所・宿泊の時には車いすではなく、椅子に座り替えて過ごしていただきます。  
（体調不良時等特別な場合を除く）

- ④ 当センターは、日中の施設はしません。

- ⑤ 当センターは地域交流サロンを併設しています。元気な時からお越しいただき、けんこう作りに貢献します。「元気な時から看取りまで」あんしんをつなぐ施設をつくります。

- ⑥ ご家族の方には2か月に一度開催します、「あんしんケアラーの会（施設利用委員会・医療介護連携会議の事）」へのご参加をお願いしたいと思います。ご家族様にも当事者になっていただき、介護の悩み、本音等お話しいただき、その悩みを皆で共有・サポートする場を作ります。

## 生協がたいせつにしている介護

## ▶生協10の基本ケア

その1 尊厳をまもる

その2 自立を支援

その3 在宅を支援

01

ONE

## 換気をする



新鮮な空気を取り入れ、衛生的な環境にすることで病気や感染症などを予防します。

02

TWO

## 床に足をつけて座る



足を使って立ち上がる習慣を身につけることで、日常生活がリハビリになり、トイレや食事など自分でできることを増やします。

03

THREE

## トイレに座る



トイレで排泄することは人の尊厳の基本と考えます。自分で排泄することは自立や自信につながるサポートをします。

04

FOUR

## あたたかい食事をする



あたたかいものをあたたかいうちに、楽しくおいしく食事ができるような環境をつくります。誤嚥防止のために食事前は口の体操を行います。

05

FIVE

## 家庭浴に入る



湯船にゆったりつかる習慣は日本の素晴らしい文化です。生活リハビリの効果を活かして家庭浴への入浴を大切にします。

06

SIX

## 座って会話をする



安心感を持っていただけるように目線を合わせ、じっくり会話する機会をつくります。

07

SEVEN

## 町内におでかけをする



慣れ親しんだ地域に出かけることは心の豊かさにつながります。親しい近隣住民や友人とおしゃべりすることでこれまでの生活リズムが維持できるようにします。

08

EIGHT

## 夢中になれることをする



自分らしく、好きなことに夢中になれる機会や居場所づくりに取り組みます。

09

NINE

## ケア会議をする



ご本人やご家族の思い希望に寄り添ったプランをつくり、チームケアでサポートします。

10

TEN

## ターミナルケアをする



元気な時から人生の最期まで、自分らしく、穏やかに過ごせるような環境・雰囲気をつくります。地域との連携でご自宅でのターミナルケアをサポートします。

「生協10の基本ケア」では日常の生活行為そのものをリハビリと捉え、ケアの提供を通じて在宅生活を基本とした生活動作の維持・向上を目指します。また、1から10まで順番に行うことで、ご利用者を寝たきりへとさせず、その人らしい生活を取り戻すことができるようにサポートします。

# 看護小規模多機能 コープ五日市 重要事項説明書

## 1 事業者

- (1) 法人名 広島中央保健生活協同組合
- (2) 法人所在地 広島県広島市西区観音町 16 番 19 号 生協けんこうプラザ 4 階
- (3) 電話番号 082-292-3179
- (4) 代表者氏名 代表理事 理事長 福山 慎二

## 2 事業の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護
- (2) 事業の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が在宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス(介護、看護)、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供いたします。

- (3) 事業の名称 看護小規模多機能 コープ五日市
- (4) 事業所の所在地 広島県広島市佐伯区千同一丁目 21 番 16 号
- (5) 事業所電話番号 082-943-6511
- (6) 事業所の所長名 永井 恵里香
- (7) 事業所の運営方針

利用者 1 人ひとりの人格を尊重し、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、通い、訪問(介護・看護)、宿泊のサービスを柔軟に組み合わせ、生協 10 の基本ケア(自立支援)の考え方で支援します。また、地域への参加や住民との交流を図り地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月日 2024 年 5 月 1 日

- (9) 登録定員及び利用定員

登録定員 29 名、通いサービスの利用定員 18 名、宿泊サービスの利用定員 9 名

- (10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。

| 居室・設備の種類 | 備 考                      |
|----------|--------------------------|
| 個室       | 9 部屋                     |
| 居間 食堂 台所 | それぞれ 1 か所                |
| 浴室       | 2 室                      |
| 消防設備     | 各要所へ火災報知機、消火器、スプリンクラーの設置 |
| トイレ      | 3 室                      |

※上記は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。

## 3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域

広島市佐伯区湯来町を除く佐伯区全域及び西区井口、井口台

## (2) 営業日及び営業時間

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 営業日           | 365 日            |
| 通いサービス        | 9 時 30 分～16 時    |
| 訪問サービス（介護、看護） | 24 時間体制          |
| 宿泊サービス        | 16 時～翌朝 9 時 30 分 |

## 4 職員の配置状況

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

| 職種                     | 常勤    | 業 務 内 容                |
|------------------------|-------|------------------------|
| 管理者                    | 1 名   | 事業内容調整・相談業務            |
| 介護支援専門員                | 1 名   | サービスの調整・相談業務           |
| 介護職員                   | 8 名以上 | 日常生活の介護・相談業務           |
| 看護職員<br>理学療法士<br>作業療法士 | 4 名以上 | 診療の補助、療養上の世話・相談業務、機能訓練 |

【主な職種の勤務体制】

| 職 種     | 勤 務 体 制                                          |
|---------|--------------------------------------------------|
| 管理者     | 主な勤務時間 8 時 30 分～17 時 00 分                        |
| 介護支援専門員 | 主な勤務時間 8 時 30 分～17 時 00 分                        |
| 介護職員    | 主な勤務時間 24 時間体制<br>夜間の勤務時間 16 時 30 分～(翌日)9 時 30 分 |
| 看護職員    | 主な勤務時間 8 時 30 分～17 時 00 分                        |

## 5 事業所が提供するサービス

## (1) 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画作成について

利用者 1 人ひとりの人格を尊重し、利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、通い、訪問(介護・看護)、宿泊のサービスを柔軟に組み合わせます。また、地域への参加や住民との交流を図り地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

## (2) サービスの概要

## ① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、療養上の管理のもと、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。また、医療ニーズのある方には主治医との連携のもと、必要な医療処置等、看護師が行います。また、安全を配慮した送迎をいたします。

## ② 訪問サービス(介護、看護)

- 利用者のご自宅へお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や生活環境を整える支援、機能訓練を提供いたします。
- 自宅において、医療処置や身体管理が必要な方には、主治医より「訪問看護指示書」の交付を受け、必要な訪問看護を提供いたします。

- 訪問サービス実施の為に必要な備品(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- 訪問サービス提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - (イ) 契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
  - (ロ) 契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - (ハ) その他契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

### ③ 宿泊サービス

事業所に宿泊して頂き、療養管理のもと、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や、必要に応じ医療処置を提供いたします。

### ④ 相談、助言等

窓口を常設して対応いたします。

## 6 利用料金 別紙参照

### (1) 介護保険給付の対象となるサービス

- 通い・訪問・宿泊(介護費用分)を含んだ1月の基本(定額)単位・その他加算(状態・体制による)単位を合わせた費用となります。(サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります)
- 契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。
- ※ 基本(定額)単位は月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割での割引または増額はいたしません。
- ※ 月途中から登録した場合または月途中からの登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払頂きます。尚、この場合の(登録日)及び(登録終了日)とは、以下の日を指します。
  - 登録日:利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
  - 登録終了日:利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が払い戻されます。(償還払い)
- ※ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用、その他実費は別途頂きます。
- ※ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

#### ① 食事の提供(食事代)

ご契約者に提供する食事に要する費用

**料金** 朝食 400 円 昼食 650 円 おやつ 100 円 夕食 650 円

#### ② 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用 3,000 円

#### ③ その他実費利用料

- レクリエーション費(個人を対象にしたレクリエーション必要経費)、交通費、入場料等

- 日用品費(個人が使用するもので衣類、履物、雑貨、歯ブラシ等)
- 医薬品費(個人が使用するもの)
- 理美容料金(理美容院を利用した場合)
- 賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
- 行政への手続代行にかかる交通費、郵送費等
- 個人記録の複写にかかる費用
- その他上記以外の個人のために供する物品
- キャンセル時の食費(急遽の場合)

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、口座自動引き落としとなります。

### (4) 利用の変更(キャンセル・追加等)

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者にお申し出ください。
- ② 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③ 通い・泊りの食費に関しまして、キャンセルされる際は、利用前日の16時までにお申し出ください。それ以降になります場合は、食費の請求をさせていただきます(急な追加利用を除く)。
- ④ サービスの利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示し協議します。

## 7 事故時の対応

事業所は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族、主治医等の必要関連機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、事業者加入の保険会社と連携し対応を行うものとします。

## 8 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。

災害の状況によっては、利用者や職員を帰宅または避難させることがあります。また、訪問先から、職員を避難させることがあります。

## 9 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口【担当者】 あんしんセンター コープ五日市施設長：永井 恵里香

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

①広島市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 事業者指導係

所在地 広島市 中区 国泰寺町一丁目 6 番 34 号

Tel : 082-504-2183 FAX : 082-504-2136

## ②広島県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情処理担当）

所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館

TEL : 082-554-0783 FAX : 082-511-9126

## ③広島市佐伯区役所介護保険係

所在地 佐伯区海老園一丁目 4 番 5 号

TEL : 082-943-9729 FAX : 082-923-1611

## (3)苦情処理の体制・手順

- ・苦情があった場合には担当者が相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに苦情関係者からも事情を確認いたします。
- ・担当者が、必要があると判断した場合は管理者を含めて検討会議を行います。検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告いたします。
- ・検討結果により、早急に具体的な対応を行います。
- ・苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てます。
- ・苦情を未然に防ぐためにも事業所内研修や朝礼、打合せ時における確認を行います。

## 10 医療・介護運営推進会議（あんしんケアラーの会）の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

## 【運営推進会議】

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、広島市担当課、地域包括支援センター、看護小規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成し公開します。

## 11 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

## 【協力医療機関】

|           |                           |                   |
|-----------|---------------------------|-------------------|
| 生協さえき病院   | 住所 広島市佐伯区八幡東三丁目 11 番 29 号 | 電話番号 082-926-4511 |
| コープ五日市診療所 | 住所 広島市佐伯区千同一丁目 25 番 36 号  | 電話番号 082-924-0608 |
| 福島生協病院    | 住所 広島市西区福島町一丁目 24 番 7 号   | 電話番号 082-292-3171 |
| 生協さえき歯科   | 住所 広島市佐伯区八幡東三丁目 11 番 29 号 | 電話番号 082-926-1148 |

## 12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族等へ速やかに連絡いたします。

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 主治医 | 氏名  |  |
|     | 連絡先 |  |
| ご家族 | 氏名  |  |
|     | 連絡先 |  |

## 13 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 消防法により届け出た消防計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な措置を講ずる

- (2) 防災設備 消火器・火災報知器・スプリンクラーを設置しています
- (3) 防災訓練 防火管理者を置き消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録する。  
消防計画に基づき年二回の消防訓練を実施する。  
防災計画に基づき年一回の防災訓練若しくは机上訓練を実施する。
- (4) 防火・防災管理者 浴長 佐枝子（介護事業部長）

#### 1 4 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスのご利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- (3) 故意に他者の迷惑になる行為はお控えください。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) ご自宅に伺う際、ペットを飼っておられるご家庭は、必ずゲージに入れるなどご配慮をお願いいたします。トラブル(噛みつく、ひっかく等)が起きないようにご配慮ください。  
(状況により治療費のお支払いが発生する場合があります)

#### 1 5 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - ⑤ その他虐待の防止のために必要な措置。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

#### 1 6 当生協の概要

- (1) 名称・法人種別 広島中央保健生活協同組合 代表理事 理事長 福山 慎二
- (2) 所在地・電話番号 広島市西区観音町 16 番 19 号 (082) 292-3179

年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉 広島中央保健生活協同組合  
 〈所在地〉 広島県広島市西区観音町 16 番 19 号  
 〈事業所の名称〉 看護小規模多機能 コープ五日市  
 〈事業所の所在地〉 広島県広島市佐伯区千同一丁目 21 番 16 号

〈説明者〉 氏名 \_\_\_\_\_



私は、契約書及び本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

(利用者)      住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

(代理人)      住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

続柄\_\_\_\_\_

## (別紙) 利用料金

基本料金 1ヵ月ごとの包括料金（定額）です。

| 負担割合 | 1割      | 2割      | 3割      |
|------|---------|---------|---------|
| 要介護1 | 13,132円 | 26,263円 | 39,395円 |
| 要介護2 | 18,373円 | 36,746円 | 55,119円 |
| 要介護3 | 25,828円 | 51,655円 | 77,483円 |
| 要介護4 | 29,294円 | 58,587円 | 87,880円 |
| 要介護5 | 33,136円 | 66,271円 | 99,407円 |

## 加算および料金

| 加算                                    | 算定要件・回数等                                                | 利用者負担            |                    |                      |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------|--------------------|----------------------|
|                                       |                                                         | 1割               | 2割                 | 3割                   |
| 初期加算                                  | 利用を開始した日から起算して30日の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合<br>(1日につき) | 32円              | 64円                | 95円                  |
| 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)<br>※区分支給限度基準額の算定対象外 | 地域との連携を図り、サービスの質を継続的に管理した場合(1月につき)                      | 1,266円           | 2,532円             | 3,798円               |
| 科学的介護推進体制加算                           | 厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合<br>(1月につき)            | 43円              | 85円                | 127円                 |
| 口腔機能向上加算Ⅱ                             | 口腔機能向上のための取り組みを実施し定期的に評価した場合(1回につき)<br>※1月に1～2回         | 169円             | 338円               | 507円                 |
| 認知症加算Ⅲ・Ⅳ                              | 個々の認知症状に合わせたサービスを行った場合(1月につき)                           | Ⅲ：802円<br>Ⅳ：486円 | Ⅲ：1,604円<br>Ⅳ：971円 | Ⅲ：2,406円<br>Ⅳ：1,456円 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算                      | 緊急にサービス利用する必要があると医師が判断した場合(1日につき)7日間限度                  | 211円             | 422円               | 633円                 |
| 若年性認知症利用者                             | 若年性認知症利用者を受け                                            | 844円             | 1,688円             | 2,532円               |

|                               |                                                                               |                         |                         |                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 受入加算                          | 入れた場合（1月につき）                                                                  |                         |                         |                         |
| 排せつ支援加算<br>Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ              | 排せつに係る支援を行い定期的に評価した場合<br>（1月につき）                                              | Ⅰ：11円<br>Ⅱ：16円<br>Ⅲ：22円 | Ⅰ：21円<br>Ⅱ：32円<br>Ⅲ：43円 | Ⅰ：32円<br>Ⅱ：48円<br>Ⅲ：64円 |
| 緊急時対応加算<br>※区分支給限度基準額の算定対象外   | 24時間365日緊急の連絡や相談、訪問依頼等に対応している場合（1月につき）<br>※利用者の同意を得て                          | 817円                    | 1,633円                  | 2,450円                  |
| 特別管理加算Ⅰ・Ⅱ<br>※区分支給限度基準額の算定対象外 | 訪問看護を提供するにあたり、特別な管理を必要とする利用者に対し、計画的な管理を行った場合（1月につき）                           | Ⅰ：528円<br>Ⅱ：264円        | Ⅰ：1,055円<br>Ⅱ：528円      | Ⅰ：1,583円<br>Ⅱ：792円      |
| 退院時共同指導加算                     | 院所や施設を退院・退所する際に、本人や訪問看護師への指導を主治医や関係者が共同して行い、安心して居宅療養できる活動を評価した場合（1回あたり）       | 633円                    | 1,266円                  | 1,899円                  |
| ターミナルケア加算<br>※区分支給限度基準額の算定対象外 | ご利用者の尊厳を維持し、その人らしく最期を迎えられるようにケアを行った場合（死亡月：1月にあたり）                             | 2,638円                  | 5,275円                  | 7,913円                  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）               | 厚生労働大臣が定める基準に適合していることを市町村に届け出た場合                                              | 792円                    | 1,583円                  | 2,374円                  |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）                | 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合、所定の単位数に×14.9%<br>※加算料金は利用者負担割合に相当する金額 |                         |                         |                         |

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 緊急時対応加算算定 | 同意する | 同意しない |
|-----------|------|-------|

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）については区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者様の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額をお支払いいただきます。

☆要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者様が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。